

地域における国公有財産の最適利用(新潟県十日町市)

～ 国庁舎と地域医療施設の整備 ～

○ 事案の検討が始まった契機

新潟県立病院に隣接の簡易裁判所庁舎、区検察庁庁舎について、十日町市より医療福祉総合センター建設用地として取得したい旨の要望があった。

○ 基本方針等

簡易裁判所は特定国有財産整備計画を活用のうえ、駅前市有地へ移転し、区検察庁は国有財産の有効活用の観点から、十日町地方合同庁舎へ入居。それらの跡地を市に売却し、医療福祉総合センターを建設する。

○ 事案のポイント

十日町市においては、医療福祉総合センターの新設により、地域医療の連携強化が図られ、利用者が安心して医療を受けられるための体制整備の推進及び福祉の充実が期待される。

国は、国庁舎の老朽・狭隘といった問題を解消するとともに、地方合庁の空スペース活用により庁舎の有効活用を図る。

○ 医療福祉総合センター

所在地 新潟県十日町市字外谷内子442番地外

延床面積 約4,000.00㎡

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上4階

○ 十日町簡易裁判所(移転後)

所在地 新潟県十日町市稻荷町3丁目南3-1

延床面積 454.00㎡

構造 鉄骨造

階数 地上2階

○ 整備スケジュール

平成29年5月～12月 簡易裁判所新営工事

平成30年1月 簡易裁判所移転予定

平成30年3月 簡易裁判所敷地及び庁舎を売却予定(国→市)

平成32年度 医療福祉総合センター開設予定

庁舎等移転図

